

**令和8年度
PTA総会資料**



書面総会開催期間 令和8年5月7日(木)～5月11日(月)

戸田市立戸田第一小学校

戸田第一小学校 PTA 会員各位

戸田第一小学校 PTA
令和 7 年度会長

平素より、戸田第一小学校 PTA の活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本年度の PTA 総会も書面開催にて開催いたします。「令和 8 年度 P T A 定期総会資料」をお読みいただき、議案にご意見のある方は Home&School にて配信されております回答フォームへご入力いただき、5 月 11 日(月)までに回答をお願いいたします。

決議の結果は、後日ご報告いたします。ご回答がない場合は「議決権を委任する」とさせていただきますのでご了承くださいませ。

なお、各議案は令和 8 年 3 月 1 7 日に開催しました PTA 理事会（サポーターミーティング）において、審議済みであることを申し添えます。何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議 事

第 1 号議案 令和 7 年度 活動報告 (PTA・子ども会)

第 2 号議案 令和 8 年度 活動予定 (PTA・子ども会)

第 3 号議案 令和 7 年度 会計決算報告

第 4 号議案 令和 8 年度 会計予算 (案) について

第 5 号議案 令和 8 年度 PTA 役員 (案)

第 6 号議案 PTA 会則・細則改正について

第 7 号議案 1 5 0 周年記念事業計画について

その他 個人情報保護規定

家庭教育宣言

令和7年度活動報告書

年	月	日	活動内容
R7	4	9~11	入学式フォトスポット設置
		10	一斉下校サポート
		11	1年生下校サポート
		17~30	1年生給食サポート
	5	9~13	書面総会
	6	4	運動会保護者IDチェック
		4	青空リユース会
		5	プール清掃
		5~18	体力測定サポート
		19	広報誌 職員紹介号
	8	29	スクールガードリーダー講習
	9	2	給食試食会
		29	第1回学校保健委員会
	10	14	一斉下校サポート
	11	1	音楽会お手伝い
	4~11		上履きを洗う会(毎月最終木曜日 8:20~9:00)
	12		クリスマス壁面アート
		10	給食試食会(ひびサポ共同企画)
			上履きリユース回収
		来年度役員選出	
R8	1	5~7	業者によるトイレ清掃
		25	科学実験教室「手作りモーターを作ろう」
	2	2	体操着リユース会
		11	とだハピ祭り 無料マシュマロ焼き出展
		12	学校保健委員会
	3	3	一斉下校サポート
		17	学級監査
		18~24	体育着ズボン・水着・ラッシュガード リユース回収
		24	卒業式フォトスポット
		年3回	サポーターミーティング
	4か月ごと	登校見守り担当表作成	

令和7年度 子ども会活動報告

子ども会全体活動(戸子連・第一支部)	
4月	戸子連新旧理事会、第一支部総会 新入学児童保護者への入会PR
5月	戸子連総会、常任理事会、戸一小サポーターミーティング
6月	合同新入生歓迎イベント、戸子連常任理事会、理事会
7月	リーダー・Jrリーダー研修会 戸子連育成者研修会、戸子連主要事業検討会
8月	ふるさと祭り
9月	常任理事会、理事会、リーダー研修会 戸一小サポーターミーティング、戸一小まつり
10月	リーダー研修会、戸田市青少年まつり、市民体育祭
11月	戸子連支部親睦会、リーダー・Jrリーダー研修会 かるた練習会、スポーツ大会
12月	かるた練習会、戸一小サポーターミーティング
1月	理事会・常任理事会、リーダー研修会、 かるた練習会
2月	彩の国21世紀郷土かるた市大会、とだハピ祭り 新入学児童保護者資料配布
3月	三市青少年の船 戸一小サポーターミーティング(書面開催)

東町子ども会	
4月	公園掃除
5月	新入生歓迎会
6月	公園掃除
7月	東町公園プール掃除、東町夏祭り、ラジオ体操 東町会館お泊り会
8月	公園掃除
10月	公園掃除
12月	公園掃除、クリスマス会
2月	公園掃除
3月	進級・卒業おめでとう会

後谷子ども会	
4月	後谷子ども会総会
5月	ボートレース戸田サンクスフェスティバル キッズフリマ
6月	新入生歓迎会
7月	夏祭り
8月	ラジオ体操、まごころ子ども塾
12月	カルタ練習会
3月	卒業・進級を祝う会

※各町会・戸子連理事会、常任理事会参加

鍛冶谷子ども会	
4月	町会主催バーベキュー
6月	かじや花壇 植え替え
7月	氷川神社お神輿
12月	かじや花壇植え替え、鍛冶谷町会館大掃除 餅つき
1月	新年会
毎月	シャトレーゼ前の桜並木通りの掃除 第1,3日曜日

新田口子ども会	
5月	祭礼(おみこし)
7月	ダンボールキャンプ、盆踊り大会
8月	ラジオ体操
12月	クリスマス会
1月	もちつき
3月	卒業・進級を祝う会、総会
随時	役員会

元蕨子ども会	
4月	イースター/入学・進級を祝う会、役員会
5月	新会員歓迎の記念品贈呈
6月	役員会
7月	元蕨町会夏祭り ラジオ体操、ロックソーラン節練習 ちびっこプール
8月	ちびっこプール、元蕨町会盆踊り
10月	ハロウィン、役員会
12月	餅つき大会
3月	6年生を送る会(ポーリング)
3月	卒業・進級祝い品贈呈、元蕨子ども会総会

令和8年度活動計画案

- 4月 入学式フォトスポット設置
一斉下校サポート
1年生給食サポート

- 5月 PTA書面総会
運動会お手伝い

- 6月 広報誌さくら草 職員紹介号作成・発行

- 9月 給食試食会
前期学級監査

- 10月 音楽会お手伝い

- 12月 クリスマス壁面アート

- 3月 後期学級監査
卒業式フォトスポット設置

その他活動

- 学校との情報共有・会員への情報発信
- PTA予算管理 PTA総会開催
- サポーターミーティング
- 登校見守り当番表作成
- スクールガードリーダー研修参加
- 学校保健委員会
- トイレ清掃
- 講座企画
- おやじの会企画

令和8年度 子ども会活動計画(案)

子ども会全体活動(戸子連・第一支部)	
4月	戸子連新旧理事会、第一支部総会 新入学児童保護者への入会PR
5月	戸子連総会、常任理事会、戸一小サポーターミーティング
6月	支部合同新入生歓迎イベント、常任理事会、理事会
7月	リーダー・Jrリーダー研修会 育成者研修会、主要事業検討会
9月	常任理事会、理事会、リーダー研修会、 戸一小サポーターミーティング、第一支部行事
10月	リーダー研修会、戸田市青少年まつり、市民体育祭
11月	戸子連支部親睦会、リーダー・Jrリーダー研修会 かるた練習会、スポーツ大会
12月	かるた練習会、戸一小サポーターミーティング
1月	理事会・常任理事会、リーダー研修会、 かるた練習会
2月	彩の国21世紀郷土かるた市大会、とだハピ祭り 新入学児童保護者資料配布
3月	戸一小サポーターミーティング、三市青少年の船

東町子ども会	
4月	公園掃除
5月	新入生歓迎会
6月	公園掃除
7月	東町公園プール掃除、東町夏祭り、ラジオ体操 東町会館お泊り会
8月	公園掃除
10月	公園掃除
12月	公園掃除、クリスマス会
2月	公園掃除
3月	進級・卒業おめでとう会

後谷子ども会	
4月	後谷子ども会総会
6月	新入生歓迎会
7月	夏祭り
8月	ラジオ体操、まごころ子ども塾
12月	カルタ練習会
3月	卒業・進級を祝う会

鍛冶谷子ども会	
6月	かじや花壇 植え替え
9月	かじや花壇 植え替え
11月	カジフェス(町会主催)
12月	町会もちつき
毎月	シャトレーゼ前の桜並木通りの掃除 第3日曜日

新田口子ども会	
5月	祭礼(おみこし)
7月	ダンボールキャンプ、盆踊り大会
8月	ラジオ体操
10月	ハロウィン
12月	クリスマス会
1月	もちつき
3月	卒業・進級を祝う会、総会

元蕨子ども会	
4月	イースター/入学・進級を祝う会(OYG企画)、役員会
5月	新会員歓迎の記念品贈呈、役員会
6月	田植え(OYG企画)、かるた練習会&ゲーム大会、役員会
7月	元蕨町会夏祭り、ラジオ体操 夏休みまごころ子ども塾、ちびっこプール ロックソーラン節練習、役員会
8月	元蕨町会盆踊り、ちびっこプール OYG企画(ふるさと祭り)、役員会
10月	ハロウィン(OYG企画)、稲刈り(OYG企画)、役員会
11月	OYG企画、役員会
12月	クリスマス会、OYG企画、餅つき大会、役員会
1月	OYG企画、役員会
2月	元蕨町会消防訓練、OYG企画
3月	6送会(ボーリング大会)、元蕨子ども会総会

※各町会・戸子連理事会、常任理事会参加

第3号議案

令和7年度 戸田市立戸田第一小学校PTA会計決算書

1. 歳入 △印は予算より減 (単位:円)

項目	予算額	決算額	増減(△)額	説明
会費	1,336,000	1,298,000	△ 38,000	82,000円×619件
繰越金	2,312,129	2,312,129	0	令和6年度より繰越
市助成金	412,160	412,160	0	
預金利子	1,752	4,991	3,239	利子
雑収入	0	104,219	104,219	講座参加費・市PTA企画
合計	4,062,041	4,131,499	69,458	

2. 歳出 △印は予算より増 (単位:円)

項目	予算額	決算額	増減(△)額	内容	
運営費	運営委員会費	160,000	105,328	54,672	表彰慶弔費用・会議費
	事務費	150,000	81,968	68,032	事務消耗品・印刷具新代
	通信費	150,000	94,335	55,665	公式ライン通信費・wi-fi使用料
	卒業記念品費	53,200	67,190	△ 13,990	190円×卒業生139人・振込手数料
	保健衛生費	150,000	0	150,000	
	負担金	50,000	30,550	19,450	戸田市PTA連合会費等
活動費	課外教育活動費	400,000	98,647	301,353	PTA主催、または学校・地域共催事業の費用・市PTA企画
	環境整備費	350,000	301,592	48,408	トイレ清掃外注費、式典花代
	児童活動向上費	800,000	586,531	213,469	児童給食券
	文化活動費	90,000	43,544	46,456	入学式板アート・卒業式フォトスポット製作費、科学実験教室、給食試食会
	広報活動費	250,000	246,793	3,207	教職員紹介、さくら草デザイン科・印刷代、Canvaプロ使用料
	学級活動費	0	0	0	
	地区活動助成金	27,800	27,800	0	地区助成金(200円×子ども会人数139人)
	PTA団体傷害保険	80,000	72,098	7,902	PTA保険料
周年事業積立金	200,000	200,000	0	周年事業積立	
次年度準備金	1,000,000	0	1,000,000	次年度準備金(口座振替のための予備金含む)	
新校舎移転費用	0	0	0		
予備費	151,041	0	151,041		
合計	4,062,041	1,956,376	2,105,665		

3. 歳入歳出差引残額 (単位:円)

歳入	歳出	歳入歳出差引残額
4,131,499	1,956,376	2,175,123

歳入歳出差引残額は、令和8年度に繰り越します。

周年事業積立金預金残高 2,887,066円

上記の通り報告致します。

令和8年3月31日

上記の通り監査の結果相違ありません。

署名捺印省略

第4号議案 令和8年度会計予算(案)について

(令和8年度会計予算案のポイント)

大きな変更点

- ・学校備品の購入予算(数十万)が0円となったため、会費を1,000円に見直ししました。
 - ・学校の清掃やPTAの企画予算を増やしました。内容については学校、保護者、児童の意見を取り入れて検討していく予定です
 - ・周年事業継続の懸念からPTA会費の積立を廃止することにしました。
- 下記は、令和8年1月28日にPTA予算案会議にて作成しました(出席者:本部役員、校長・教頭先生)。

令和8年度 戸田市立戸田第一小学校PTA会計予算書(案)

1. 歳入 △印は昨年度予算より減 (単位:円)

項目	予算額	昨年度予算額	増減(△)額	会費計算	市助成金
会費	647,000	1,336,000	△ 689,000	家庭数 647	学校割 122,000
繰越金	2,175,123	2,374,129	△ 199,006		児童割 360
市助成金	416,840	412,160	△ 4,680		(1人割) (児童数)
預金利子	4,000	1,752	△ 2,248		360 × 819
雑収入	0	0	0		= 294,840
合計	3,242,963	4,062,041	△ 819,078	1,000 × 647 = 647,000	学校割 + 児童割 122,000 + 294,840 = 416,840

会費1,000円/年
会員数647人とした場合

コロナ禍に消毒費等の補助で設けた
予算のため、コロナ以前の予算¥0へ

2. 歳出 △印は昨年度予算より減 (単位:円)

項目	予算額	昨年度予算額	増減(△)額	
運営委員会費	160,000	160,000	0	表彰慶弔費用・会議費等
事務費	150,000	150,000	0	事務消耗品・印刷費等
通信費	150,000	150,000	0	公式ライン通信費・wi-fi
卒業記念品費	56,800	53,200	3,600	40円×卒業生142人
保健衛生費	0	150,000	△ 150,000	
負担金	50,000	50,000	0	戸田市PTA連合会費等
課外教育活動費	600,000	400,000	200,000	PTA主催 地区江学校・
環境整備費	650,000	350,000	300,000	トイレ清掃外注費、式典代
児童活動向上費	0	800,000	△ 800,000	
文化活動費	200,000	90,000	110,000	入学式桜アート・卒業式 科学実験教室、給食試
広報活動費	250,000	250,000	0	教職員紹介、さくら草 Canbaプロ使用料
地区活動助成金	21,400	27,800	△ 6,400	地区助成
PTA団体傷害保険	80,000	80,000	0	PTA保険
周年事業積立金	0	200,000	△ 200,000	
次年度準備金	800,000	1,000,000	△ 200,000	次年度準備
予備費	74,763	151,041	△ 76,278	
合計	3,242,963	4,062,041	△ 819,078	

外注トイレ清掃、花代等 値上がり
が予想されるため増額。
また、外注トイレ清掃の箇所を増
やす、または、保護者ボランティ
アに謝礼を出し定期的なトイレ清
掃を継続して行う、等 検討中。

学校で児童が使用する備品等、
PTA会費より補助を出してしまし
たが、ここ数年校長先生と協議の
末、来年度より¥0になりました。

科学実験教室の複数回開催、外部
講師を招いた講演会、その他の企
画を検討しているため、増額しま
した。

周年事業積立金 ¥0へ
毎年20万円ずつ積立し、10年毎200万円の予算
で周年事業を開催していました。
今年度戸一は150周年を迎え、周年記念事業
が開催されますが、この先10年後を見据えた時
に周年事業を継続して行っていく人員、予算の
消費が現実的でないため、周年事業の積み立て
を廃止することにしました。

第4号議案

令和8年度 戸田市立戸田第一小学校PTA会計予算書(案)

1. 歳入

△印は昨年度予算より減 (単位:円)

項目	予算額	昨年度予算額	増減(△)額	会費計算	市助成金
会費	647,000	1,336,000	△ 689,000	家庭数 647	学校割 122,000
繰越金	2,175,123	2,312,129	△ 137,006		児童割 360
市助成金	416,840	412,160	4,680	算出額 647	(1人割) (児童数)
預金利子	4,000	1,752	2,248		360 × 819
雑収入	0	0	0	年額 算出額	= 294,840
合計	3,242,963	4,062,041	△ 819,078	1,000 × 647	学校割 + 児童割
				= 647,000	122,000 + 294,840
					= 416,840

2. 歳出

△印は昨年度予算より減 (単位:円)

項目	予算額	昨年度予算額	増減(△)額	内 容	
運営費	運営委員会費	160,000	160,000	0	表彰慶弔費用・会議費等
	事務費	150,000	150,000	0	事務消耗品・印刷用紙代
	通信費	150,000	150,000	0	公式ライン通信費・wi-fi使用料
	卒業記念品費	56,800	53,200	3,600	400円×卒業生142人
	保健衛生費	0	150,000	△ 150,000	
	負担金	50,000	50,000	0	戸田市PTA連合会費等
活動費	課外教育活動費	600,000	400,000	200,000	PTA主催、または学校・地域共催事業の費用
	環境整備費	650,000	350,000	300,000	トイレ清掃外注費、式典花代
	児童活動向上費	0	800,000	△ 800,000	
	文化活動費	200,000	90,000	110,000	入学式桜アート・卒業式フォトスポット製作費、科学実験教室、給食試食会
	広報活動費	250,000	250,000	0	教職員紹介、さくら草デザイン料・印刷代、Canbaプロ使用料
	地区活動助成金	21,400	27,800	△ 6,400	地区助成金(200円×子ども会人数107人)
	PTA団体傷害保険	80,000	80,000	0	PTA保険料
周年事業積立金	0	200,000	△ 200,000		
次年度準備金	800,000	1,000,000	△ 200,000	次年度準備金(口座振替のための予備費含む)	
予備費	74,763	151,041	△ 76,278		
合計	3,242,963	4,062,041	△ 819,078		

第5号議案
令和8年度 PTA役員（案）について

個人情報保護によりホームページ上では省略いたします。

第6号議案 PTA会則・細則 改正について

(会則・細則改正のポイント)

会則改正について

・PTA 会費について

現行 (改正前)	改正案
第5章 会計	第5章 会計
第18条 2. 会費は、会員の世帯を単位とし、入会時期に関わらず、1世帯あたり年間 2,000 円とします。	第18条 2. 会費は、会員の世帯を単位とし、入会時期に関わらず、1世帯あたり年間 1,000 円とします。

【補足】

会費減額の根拠は、総会資料 P.8 「第4号議案 令和8年度会計予算(案)について」にて説明しています。

細則改正について (報告)

令和8年3月17日に開催された PTA 理事会において、細則が以下の通り変更となりましたので報告いたします。

改正前	改正後
第4条 慶弔に関する取り扱い	第4条 慶弔に関する取り扱い
<p>1. 本会は、児童・保護者・教職員および会員に対して、以下のような慶弔見舞いを行うものとします。</p> <p>(1) 児童の保護者、児童本人、または教職員が亡くなられた場合には、香典として 5,000 円を贈ります (教職員については 1 親等の親族とみなします)</p> <p>(2) 教職員の転出または退職に際しては、勤続年数にかかわらず餞別を贈ります。ただし、校長および教頭については別途金額を考慮します。</p> <p>(4) 児童・教職員・会員が PTA 活動中の事故により、2 週間以上の入院を要した場合には、見舞金として 5,000 円を贈ります。</p>	<p>1. 本会は、会員に対して、以下のような慶弔見舞いを行うものとします。</p> <p>(1) 会員が亡くなられた場合には、香典として 5,000 円を贈ります</p> <p>(2) 廃止</p> <p>(4) 会員が PTA 活動中の事故により、2 週間以上の入院を要した場合には、見舞金として 5,000 円を贈ります。</p>

【補足】

(1)(4)細則の慶弔見舞いの対象について、会員以外に「児童」「教職員の1親等の親族」まで対象となっていました。対象が曖昧であったり、公表を控える会員もいるため、公平性を考え、対象をすべて「会員」に見直しいたしました。

(2)教職員の離任の際の餞別について、今年度より餞別を廃止します。

理由は会費が減額になるため、また学校からの意向により廃止することになりました。

戸田市立戸田第一小学校 PTA 会則（案）

『学校と家庭のかけ橋としての役割』

PTA（Parent-Teacher Association）は、保護者と教職員が協力して学校の運営や児童の学習環境を改善するための団体です。この会則は、PTA の目的、会員資格、組織構成、活動内容、会計処理などに関する基本的な規定を定めています。

第1章 総則

第1条 名称と事務所

本会は「戸田市立戸田第一小学校 PTA」と称し、事務所を戸田市立戸田第一小学校内に置きます。

第2条 目的

本会は、保護者と教職員が連携・協力しながら学校を支援し、児童の健全な育成を図るとともに、会員相互の親睦と交流を深めることを目的とします。

第3条 事業内容

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行います。

1. 保護者と教職員が協力して学校運営を支援する活動
2. 児童の健やかな成長と、安全で安心な学校生活を応援する活動
3. 児童がより良い環境で学べるように整えるための活動
4. 会員相互の親睦を図るための交流イベントの企画・実施
5. 児童・教職員・保護者に関する慶弔への対応
6. その他、本会の目的を達成するために必要な取り組み

第4条 基本方針

本会は、以下の基本的な考え方に基づいて活動します。

1. 本会は、教育の重要性を尊重する自主的な団体であり、外部からの干渉や支配を受けません。
2. 本会は、第2条に定める目的を実現するために活動しますが、学校の運営や教職員の人事等には関与しません。
3. 本会は、教育を目的としない団体や、第2条の目的に関係しない活動とは関わりを持ちません。

第2章 会員

第5条 会員資格

本会の会員は、戸田第一小学校に在籍する児童の保護者と教職員とします。

入会、退会は年度の途中でも可能です。

第3章 組織

第6条 役員

本会には、次の役員を置きます。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名（うち1名は教頭とします）
3. 会計・書記・会計監査 それぞれ若干名
4. 顧問 若干名（うち1名は学校長とします）

第7条 理事

本会には以下の理事を置きます。

1. PTA サポーター
2. 子ども会代表
3. ひびサポ代表
4. おやじの会代表
5. 学校教職員

第8条 役員・理事の選出方法

役員および理事は、次の方法で選出します。

1. 会長・副会長・書記・会計は、会員の中から選考委員会が選出し、理事会の承認を経て総会にて決定します。
2. 会計監査は、役員以外の会員から選考委員会が選出し、理事会の承認を経て総会にて決定します。
3. PTA サポーターは、会員の中から立候補により選出します。
4. 顧問は、会長が依頼して委嘱します。

第9条 役員・理事の役割

役員および理事の主な役割は、次の通りとします。

1. 会長は、本会を代表し、全体の運営を統括します。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行します。
3. 会計は、本会の目的に沿って、収支の管理を含む会計業務を担当します。
4. 書記は、会議記録の作成や文書管理を行います。
5. 会計監査は、本会の会計業務について監査を行います。
6. 理事は、理事会において事業の企画・立案・実施を担い、役割分担のもと活動を行います。
7. 顧問は、必要に応じて会の運営に対して助言を行います。

第6号議案

第10条 役員・理事の任期

1. 役員および理事の任期は、いずれも1年間とし、再任を妨げません。
2. 任期途中で補充された場合は、前任者の残任期間とします。
3. 期中に選任された理事の任期も、当該年度末日までとします。

第4章 会議

第11条 会議

会議は総会・新旧理事会・役員会・理事会として各長が招集します。

第12条 総会

1. 総会は、本会における最高の議決機関とします。
2. 総会は年に1回開催し、予算、決算、会則の改正・制定・廃止、事業計画などの重要事項について審議・承認を行います。決議は、議決権を有する出席者の過半数の賛成により成立します。
3. 会長は必要に応じて、臨時総会を開催することができます。

第13条 書面総会の開催および承認手続き

1. 必要に応じて、総会は書面により開催することができます。
2. 書面総会では、議案および関連資料を、書面またはPTAホームページにて会員へ公開します。
3. 会員は、指定された期日までに、書面または電子メールで議決権を行使してください。
4. 期日までに反対の意思が示されなかった場合、その議案は承認されたものとみなします。
5. 反対の意思表示は、書面または電子メールにより行ってください。
6. 反対がなかった場合、役員会は議案が承認されたものとして手続きを進めます。
7. 書面総会での議決権の行使結果は、期日後に役員会が集計し、その結果を総会の決議として承認します。

第14条 新旧役員会

新旧役員会は、前年度および当年度の役員により構成され、総会に次ぐ議決機関として、必要に応じて以下の事項を行います。

1. 役員から提出された議案の審議および決定
2. 総会に提出する議案の審議
3. その他、必要と認められる事項の審議

第6号議案

第15条 役員会（本部役員会議）

1. 予算案・決算・事業計画等の立案について審議します。
2. 新旧役員とともに、総会に提出する議案を審議します。
3. 緊急の対応が必要な事項について審議・決定を行います。
4. その他、必要な事項について協議します。

第16条 理事会（サポーターミーティング）

1. 役員会で決定された事業の実施、および活動の企画・立案・実行を行います。
2. PTA 活動を円滑に進めるために、必要な細則の制定、改正および廃止を行うことができます。

第17条 校長の出席と意見表明

学校長は第 11 条から第 15 条に定める会議において必要に応じて出席し、意見を述べるすることができます。

第5章 会計

第18条 会費

1. 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金および事業による収益等をもって充てるものとします。
2. 会費は、会員の世帯を単位とし、入会時期にかかわらず、1 世帯あたり年間 ~~2,000 円~~ **1,000 円**とします。

ただし、災害等やむない理由があるときは会長の裁量により会費の納入を免除することができます。

3. 年度途中で転入された会員については、その年度の会費は徴収せず、翌年度より納入していただきます。
4. 年度途中で退会または転出された場合であっても、既納の会費は返金いたしません。

第19条 会計年度と監査

1. 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終了するものとします。
2. 決算は毎年度末に行い、会計監査は学期ごとに実施します。

第6章 個人情報保護

第20条 個人情報保護

本会は、会員およびその家族に関する個人情報について、個人情報保護法その他関係法令を遵守し、適正に取得、管理、利用するとともに、その漏えい、滅失または毀損の防止に努めるものとします。取得した個人情報は、PTA 活動の目的に限って使用し、本人の同意なく第三者に提供しないものとする。また、個人情報の取扱いに関する具体的な方針は、別途「個人情報取扱規程」に定める。

第7章 細則

第21条 細則

本会の運営に関する詳細な規定（例：役員を選出方法、慶弔規程、会議運営に関する規定等）は、別途定める細則に基づいて実施します。細則は、会則の範囲内で適用され、必要に応じて理事会で改正・制定されます。

附則

本会則は、2025年5月13日より施行します

戸田市立戸田第一小学校 PTA 細則（案）

第1条 目的

この細則は、戸田第一小学校 PTA（以下「本会」）会則に基づき、本会の円滑な運営と実効性を高めるために必要な具体的事項を定めるものとする。

第2条 選考委員会

1. 選考委員会は、次年度の役員を選出することを目的とする。
2. 委員は、現役員会および現理事会の中から選出する。
3. 委員長は、選考委員の中から互選により選出する。
4. 選考委員の任期は、委嘱された年度の3月末までとする。
5. 選考委員会は、候補者に対し適性・希望・活動実績等をふまえて選出を行い、理事会および総会にて承認を得る。
6. 委員は、会議内容および選出に関わる情報について守秘義務を負う。

第3条 地区活動助成金

1. 本会は、児童の健全な育成と地域活動の支援を目的として、子ども会に対し以下の助成を行います。
 - (1) 子ども会に所属する本校児童1人あたり、年間200円の助成金を支出します。
 - (2) 助成金の支出にあたっては、子ども会からの申請を必要とします。
 - (3) 助成の内容や金額については、必要に応じて役員会にて見直すことができます。

第4条 慶弔に関する取扱い

1. 本会は、~~児童・保護者・教職員および会員~~ **会員**に対して、以下のような慶弔見舞いを行うものとします。
 - (1) ~~児童の保護者、児童本人、または教職員~~ **会員**が亡くなられた場合には、香典として5,000円を贈ります
~~（教職員については士親等の親族とみなします）。~~
 - ~~(2) 教職員の転出または退職に際しては、勤続年数にかかわらず餞別を贈ります。ただし、校長および教頭については別途金額を考慮します。~~ **廃止**
 - ~~(3) (2) 本会または学校に対して特に深い関わりのあった方の弔事に際しては、花環または供花等を贈ります。~~
 - ~~(4) (3) 児童・教職員・会員~~ **会員**がPTA活動中の事故により、2週間以上の入院を要した場合には、見舞金として5,000円を贈ります。
 - ~~(5) (4) 上記に該当しない場合でも、役員会の判断により必要に応じた対応を行うことができます。~~

第5条 その他

1. この細則の変更・修正は、理事会の審議を経て決定する。
2. 本細則は、会則と同等の効力を持ち、本会の活動に適用する。

附則

この細則は、令和7年5月13日より施行する。

戸田市立戸田第一小学校
開校150周年記念事業について

2026/04/26
150周年記念事業実行委員会
実行委員長

【ご支援ご協力をお願い】

本年度、戸田第一小学校は開校150周年を迎えます。そこでこの度、学校運営協議会及び歴代・現役のPTA役員が中心となり「150周年記念事業実行委員会」を発足いたしました。本年秋に予定しております記念行事に向け、卒業生・児童・保護者・地域の皆様とともに150周年をお祝いできますよう努力してまいります。何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【基本理念】

ー過去・現在・未来への微笑(ほほえみ)ー

振り返れば、150年にわたる歩みが私たちの土台をつくり、幾多の出会いが日々を豊かに彩ってきました。子どもたちが戸田第一小学校で育む経験、知識、友情、学び、技術、そして心——その一つひとつが時を重ねて折り重なり、やがて私たちの「かけがえのない財産」となっていきます。

私たちは150周年記念事業を通して、『戸一小』への想いを分かち合い、これまで支えてくださった皆さまへ感謝を届けるとともに、これからも、どの時代においても戸一小を応援し続ける決意を新たにします。

「気づく・創る・助け合う」気持ちを胸に抱き、卒業生のために、全児童のために、地域の方々のために、150年目の今この瞬間を、価値ある歴史の一ページとして、共に刻んでまいりましょう。

【組織】(敬称略)

名 称：戸田市立戸田第一小学校150周年記念事業実行委員会

【事業計画概要】

(1) 記念式典(兼 新校舎見学会)

日 時：2026年(令和8年)10月31日(土)午後(午前中は音楽会)

会 場：戸一小アリーナ

参加者：卒業生、地域の方、保護者、教職員

(2) 記念行事

タイトル：「いのちと夢のコンサート」(弓削田健介氏講演)

内 容：合唱作曲家・弓削田健介氏が、戸一小児童作詞の150周年記念曲を制作し児童と共に発表。

日 時：2026年(令和8年)11月5日(木)3~4校時(11:00~12:30)

会 場：戸一小アリーナ

参加者：全児童、教職員

(3) 記念誌制作

(4) 航空写真(ドローン)撮影

(5) その他：横断幕、文字モニュメント、記念菓子、150周年記念寄贈品

戸田市立戸田第一小学校 PTA 個人情報取扱規定

第1条（目的）

この規定は、個人情報保護法（平成29年5月30日改正・施行）に基づき、PTAが保有する個人情報の適正な取扱いを定め、会員の権利と利益を守るとともに、PTA活動の円滑な運営を図ることを目的とします。

第2条（管理責任者および取扱者）

1. 個人情報の管理責任者は、PTA会長とします。
2. 個人情報の取扱者は、PTA執行本部役員とします。

第3条（守秘義務）

管理者および取扱者は、職務上知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、不適切な目的に使用したりしてはなりません。退任後も同様とします。

第4条（情報の収集と利用目的）

1. 個人情報を収集する際は、あらかじめその利用目的を明示し、必要に応じて本人の同意を得ます。
2. 学校から児童の名簿（クラス名簿を含む）を受け取ることはありません。
3. 取得した個人情報は、以下の目的に限り使用します。
 - (1) PTA役員・理事名簿およびIDカード等の作成
 - (2) 会費の集金および会計管理
 - (3) PTA活動に関する連絡および資料送付

第5条（目的外利用の禁止）

PTAは、本人の同意がない限り、前条で定めた目的以外で個人情報を利用してはなりません。

第6条（保管・管理）

1. 個人情報は、鍵のかかる場所やパスワード保護された電子機器などで厳重に管理します。
2. 不要となった個人情報は、速やかに適切な方法で廃棄・削除します。

第7条（電子データの管理）

個人情報を保存する電子機器には、ウイルス対策ソフト等を導入し、安全に管理します。外部への送付時は、パスワードを設定するなど適切な対策を行います。

第8条（第三者提供の制限）

PTAは、次のいずれかに該当する場合を除き、本人の同意なく個人情報を第三者に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命・身体・財産の保護が必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上や児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国または地方公共団体などの法令による事務への協力が必要な場合

第9条（提供記録の作成）

上記（第8条）を除き、本人の同意を得て個人情報を第三者に提供する場合は、以下の記録を作成・保管します。

- （1）第三者の氏名
- （2）提供対象者の氏名
- （3）提供情報の内容
- （4）本人の同意取得の有無

第10条（開示・訂正・削除等の請求）

本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除の申し出があった場合は、法令に基づき速やかに対応します。

第11条（漏えい等への対応）

万一、個人情報の漏えいや紛失などが発生またはそのおそれがあるときは、速やかにPTA会長（管理責任者）に報告し、必要な対応を取ります。

第12条（苦情の対応）

PTAは、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速に対応します。

第13条（改正）

この規定は、役員会の議決を経て改正することができます。

家庭教育宣言

現代の子供たちを取り巻く環境は、様々な情報伝達ツールの発達により、必要性の是非に関わらず、流れ込む情報に翻弄されている状況です。

このような環境の中で、自立した人間形成、社会で生きていくコミュニケーション力、健全な心身をはぐくむ為の生存力を身に付ける為には、もう一度、これまでの家庭、学校、地域社会での教育のあり方を振り返り、協働して子供たちを育てることが重要です。その中でも家庭での教育、習慣は最も重要であると考えます。

戸田市公立学校PTA連合会では、子供たちへの家庭での教育、習慣を身に付ける為の基本的な指針を定め、家庭の中で実践することが大切だと考え、ここに「家庭教育宣言」をします。

~~~~~

### 1 子供の自主性を尊重して、自立した人間性を育みます

○すすんで挨拶・返事をさせます

### 2 他者への思いやりや優しさを大切にして、健全な心を育みます

○いじめを絶対にさせない、見逃さないようにさせます

### 3 社会の一員であることを自覚し、ルールを守る心を育みます

○すすんで家の手伝い、地域活動への参加をさせます

### 4 規律のある生活習慣・食生活で、健全な体を育みます

○早寝、早起き、朝食を習慣化させます

### 5 毎日の基本的な学習習慣で、<sup>たくま</sup>逞しく生きるための知を育みます

○家庭学習を習慣化させます

~~~~~

平成28年6月

戸田市公立学校PTA連合会